

模擬裁判につなげる「裁判風討論」の検討

～「被告人，桃太郎」の実践を通して～

三浦昌宏（千葉市立高浜第一小学校）

1. 問題意識

裁判員制度が始まって今年で10年目となる。その間、様々な校種で模擬裁判が実践されてきた。小学校においても、社会科を専門とする教師が中心となり弁護士等を招聘して模擬裁判を進めた学校もある。しかし、模擬裁判を継続して行っている小学校や新たに組み始めた小学校について、ほとんど聞かなくなってしまったのが現在の状況ではないだろうか。その理由として、小学校で模擬裁判を行う上で、授業時数及び準備時間の捻出が非常に厳しい状況であることや、教育的効果への不確かさが挙げられるのではないだろうか。

そこで、今回は、教育的効果を生むための事前の学びとして、模擬裁判につなげる「裁判風討論」について検討していこうと考え、実践を試みた。

2. 裁判風討論

「裁判風討論」とは、異なる見解が生じる1つの事実に対して子供たちが自由に立場を選択し（途中変更も可）、学級全体で討論をすることである。そのために、以下のような約束事を事前に決めておき、子供たちが安心して討論に参加できるようにしておく。

- 1つの事実に対して異なる（真逆の）見解を教師が提示する。
- 自分はどちらを支持するか、その根拠は何かを考え意見を交わす。支持が定まらない場合は、「迷う」を選択できる。
- 討論の最中に自分の考えが変わっても構わない。
- 勝訴は決めないが、最終的にどのような考えが多いか、人数確認をする。

注）「裁判風討論」は、筆者が授業を進めていく上で考えたネーミング

3. 教材

- ・2013年度「新聞広告クリエイティブコンテスト」最優秀賞「めでたし、めでたし？」
「ボクのおとうさんは、桃太郎というやつに殺されました。」

※4～6年生の「特別の教科道徳」の時間（1時間）で、内容項目【公正、公平、社会正義】として扱う。

4. 授業の実際と考察

鬼退治に行った際に、ある鬼を刀で切ってしまった桃太郎。その時に亡くなった鬼には、鬼太郎という子供がいた。その鬼太郎から桃太郎の住む村へ訴状が届くという設定で授業を進めた。

子供たちは、桃太郎側と鬼太郎側の行動の事実確認をした後、どの立場を支持したか、また、裁判風討論を進めていく中で、子供たちの考えはどのように変化していったのか、学年による考え方の違いはあるのか等を含め、アンケート調査や討論の実際を基にしなが、裁判風討論の有効性について検討していきたい。